

令和 8 年度
琴浦町 保育認定（2・3号認定）利用者負担額基準額表

令和 8 年 4 月 1 日施行 (月額・円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (副食費含む)		副食費 (利用者負担額無償)	
国の 階層 区分	本町の 階層 区分	定 義		3 歳未満児の場合		3 歳以上児の場合	
				(標準時間認定)	(短時間認定)	(標準時間認定)	(短時間認定)
1	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	0	
2	2	第 1 階層を除き、 市町村民税の額 が次の区分に該 当する世帯	非課税世帯	0	0		
3	3		市町村税所得割課税額 48,600 円未満	15,000	10,500		
4	4－1		48,600 円以上 57,700 円未満	21,000	14,700		
	4－2		57,700 円以上 77,101 円未満	23,000	16,100		
	4－3		77,101 円以上 97,000 円未満	25,000	17,500		
5	5－1		97,000 円以上 133,000 円未満	34,000	23,800		
	5－2		133,000 円以上 169,000 円未満	36,000	25,200		
6	6－1		169,000 円以上 235,000 円未満	41,000	28,700		
	6－2		235,000 円以上 301,000 円未満	46,000	32,200		
7	7		301,000 円以上 397,000 円未満	50,000	35,000		
8	8	397,000 円以上	52,000	36,400			
						実費徴収	

※ 3 歳以上児については、市町村税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯、3 歳未満児については、住民税非課税世帯については、副食費が免除されます。

※ 利用者負担額を認定する際の市町村民税計算に、寄付金控除、配当控除、外国税額控除及び住宅借入金等特別控除は適用されません。

備 考

- 1 令和 8 年 4 月から 8 月までの利用者負担額の算定について、市町村民税は令和 7 年度分が対象となります。
令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月までの利用者負担額の算定について、市町村民税は令和 8 年度分が対象となります。
- 2 入所児童の父母の税額を合算します。ただし、父及び母のいずれもの前年収入が 103 万円以下である場合は、家計の主宰者の税額を合算します。
家計の主宰者とは下記の者です。
（１）保育所入所児を健康保険等において扶養家族としている者。
（２）その世帯において最多収入、最多納税の者。
なお、保育所入所児のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、同居の祖父母等は「家計の主宰者」とはなりません。
- 3 この表の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しません。
- 4 利用者負担額・副食費算定に係る児童の年齢については、令和 8 年 3 月 31 日現在の満年齢により決定します。年度途中で 3 歳に達した場合においても当該年度中は 2 歳児（3 歳未満児）の利用者負担額を適用します。
- 5 副食費は、各施設において実費徴収になります。私立園・広域入所の場合は、金額は各施設にお問合せください。町内公立園については月額：4,800 円とします。
- 6 年度内に階層区分の変更（税額修正等）があった場合は利用者負担額・副食費も変更します。
- 7 入所児童が世帯の第 2 子以降の場合は、利用者負担額・副食費を無償とします。
- 8 3 人同時入所した場合、保護者の負担軽減のため、軽減制度の対象とならない児童を無償とします。
- 9 3 歳未満児の児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、利用者負担額・副食費基準額表の規定にかかわらず、第 3 階層以上について、基準額より 1,000 円減額します。さらに、3 階層から 4-2 階層に該当する場合、第 1 子を半額、第 2 子を無料とします。
ただし、4-1 階層および 4-2 階層において、国の定める上限額を超える場合には、それぞれ国の定める上限額とします。
 - ① 母子世帯等
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯等。
 - ② 在宅障がい児（者）のいる世帯
次に掲げる児（者）を有する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
 - ③ その他の世帯
保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。